

告示

埼玉県告示第八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
訪問看護ステーション Style	所在地	狭山市新狭山二―九―二〇コーポ内田一〇一	狭山市新狭山二―八―四寿ビル三〇二号室

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所	名称		
石橋 洋一	所在地	名称	エナジー整骨院	大空整骨院 中野 弥生町院
新井 裕貴	所在地	名称	さいたま市浦和区仲町二―一―三本直ビル一〇二一	東京都中野区弥生町四―二四―一
施術所	所在地	名称	北葛飾郡杉戸町杉戸四―一―一	北葛飾郡杉戸町杉戸三―一〇―九渡勝店舗一〇一

山 中 崇 生			
施 術 所		施 術 所	
所 在 地	名 称	所 在 地	名 称
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
一 一 三 〇 一	株 式 会 社 ラ イ ジ ン グ サ ン 在 宅 マ ッ サ ー ジ た ん ぼ ぼ	二 一 二 一 一 三	株 式 会 社 T M ソ リ ュ ー シ ヨ ン 在 宅 マ ッ サ ー ジ た ん ぼ ぼ
東 京 都 西 東 京 市 田 無 町 二 一 一 三 一 一		東 京 都 三 鷹 市 大 沢	